

業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容

我が国の障害児・者を取り巻く現状をみると、障害者の地域移行や一般就労への移行が進む中、障害者が望む地域生活の実現、障害者の高齢化に対応した支援の在り方、障害児に対する専門的で多様な支援の確立など、国として取り組むべき喫緊の課題が山積している。また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指している。

また、平成 28 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 17 年法律第 123 号）が改正され、障害者が望む地域生活への実現や職場への定着を図り、障害者の高齢化、障害児支援のニーズの多様化への対応を進めるため、より一層のきめ細かな支援が求められている。一方、発達障害者の支援に目を向けると、平成 28 年に発達障害者支援法の改正が行われ、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援及び地域の身近な場所で受けられる支援が求められている。

こうした状況の中、重度の知的障害者に対する支援については、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「本法人」という。）において、自立のための先導的かつ総合的な支援の提供の他、知的障害者の支援に関する調査・研究等、また、その成果を踏まえた養成・研修を実施することにより、全国の障害者支援施設等に情報発信し、支援の質の底上げを行っているところである。

今後は、これらの状況を踏まえて、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行う。

第 1 事務及び事業の見直し

I 自立支援のための取組

1 施設入所利用者の地域移行への取組

施設入所利用者の地域移行については、年々、施設入所利用者の高齢化や機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが困難となっているが、今後も、施設入所利用者及び保護者・家族の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、地域生活への移行に向けて粘り強く取り組む。

2 施設入所利用者の高齢化に対応した支援

全国の障害者支援施設において高齢化が進展しており、高齢者に対応するノウハウが乏しく、その対策が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、本法人では、施設入所利用者の心身機能の低下など高齢化に配慮した質の高い支援に取り組む。特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対しては、医療との連携を強化しながら、モデル的な支援を行い、高齢期から終末期に向けた支援・介護の在り方について、全国の障害者支援施設等にノウハウを提供する。

3 新たな施設入所利用者の受入

著しい行動障害等を有する者及び精神科病院に社会的入院している知的障害者については、本法人の待機者が年々増加していることから、継続してモデル的な支援の拡充を図ることにより、全国の障害者支援施設において適切な支援が受けられるようにする。

また、矯正施設を退所した知的障害者については、関係機関（刑務所、少年院、保護観察所、地域生活定着支援センター、福祉施設など）と合同支援会議を開催し、それぞれが保有している本人の情報などを共有して、円滑に福祉サービスにつなげて早期に地域に定着できるようにモデル的な支援の拡充を図る。

4 発達障害児・者への支援

発達障害があり地域生活への継続にリスクのある障害児・者の相談が増えている状況の中、発達障害児・者のニーズに的確に対応するため、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援に取り組む。

5 地域で生活する重度の障害者への支援

地域で暮らす重度の知的障害者本人やその家族の高齢化が進み、「親亡き後」についても、住み慣れた場所で地域生活が継続できるよう、地域に拠点事業所を設置して、生活介護、短期入所、居宅介護などを実施する。その際、当該事業所にコーディネーターを配置して、個別の状況に応じた必要なサービスを利用者に提供する。

6 その他

上記 1 から 5 までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援について、他の障害者支援施設等への普及に引き続き取り組む。

II 調査・研究の充実

知的障害・発達障害に関する国の政策課題等について、全国の研究機関、研究者及び事業所と連携して、障害福祉施策立案のための基礎的なデータの収集・分析、本法人のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ、障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドライン作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、継続的に調査・研究に取り組む。

また、調査・研究の成果については、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行い、全国の障害者支援施設等や関係者での活用を促す。

III 養成・研修の充実

全国の障害者支援施設従事者等を対象に、国の政策課題や全国の障害者支援施設などにおいて関心の高いテーマを取り上げ、研修会やセミナー等を開催する。

特に、著しい行動障害については、自傷や他害など危険を伴う行動を頻繁に示すことから、全国の障害者支援施設では受け入れることが困難な状況である。また、矯正施設退所者については、退所後福祉サービスを受けず、地域生活が困難で再犯に至ることが多いことが指摘されてきたことから、福祉サービスにつなげる支援が必要である。さらに、発達障害については、発達障害者支援法の施行後、発達障害の診断が広く進み、地域で暮らす発達障害児・者に対する支援が必要である。

これらの障害福祉の特定分野（著しい行動障害、矯正施設退所者及び発達障害）については、支援方法が確立されていないことから、支援者養成の専門的な研修を引き続き開催する。

IV 援助・助言

障害者支援施設等からの知的障害者や発達障害児・者の支援方法や事業運営等に関する様々な問い合わせが、増加傾向にあり、平成 28 年度において電話等による件数が 213 件と過去最高になっている中、より専門的な援助・助言を行う必要がある。

また、必要に応じて本法人から講師を派遣するなど、障害者の支援の向上に寄与する。

V 附帯業務

上記ⅠからⅣまでの事項に附帯する業務について、地域で生活している障害者が安心して暮らせるよう、引き続き本法人で実施している障害福祉サービスを提供していく。

VI サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、引き続き、運営懇談会及び第三者評価を定期的に行う。

第2 組織の見直し

地域生活への移行等による施設入所利用者の減少に伴い、人員削減等による効率化を図るとともに、効率化により施設入所利用者に対するサービスの質が低下することのないよう、有用な人材の育成・確保を図る。

第3 業務全般に関する見直し

Ⅰ 業務運営体制の整備

1 運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、引き続き、施設入所利用者の減少や社会的ニーズへの的確な対応を図り、効率的な運営体制の確保、業務の簡素化等に努める。

2 内部統制の強化

内部統制委員会を設置して内部統制システムの体制整備を図ったところであるが、引き続き、リスク対応に重点を置いた取組、継続的なモニタリングによる進行管理、事故防止対策、内部監査の実施など、内部統制・ガバナンスへの強化に取り組む。

3 情報セキュリティの強化

外部からの標的型攻撃等により情報セキュリティ上の脅威が高まっている状況の中、政府が進めている情報セキュリティ強化策を踏まえて、引き続き、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

Ⅱ 財務内容の改善

1 保有資産の見直し

本法人が保有する広大な敷地には老朽化した多くの建物が点在している状況の中、引き続き、既存の施設、設備の必要性、利用方法について見直しを行う。

2 自己収入の増大

運営費交付金が縮減されていく状況の中、さらに自己収入の増大を図っていく。

3 調達の合理化

契約は原則として一般競争入札によるものとし、調達等合理化計画を策定し、その取組状況を公表する。

Ⅲ その他

地域移行の困難な入所利用者の処遇や今後の事業展開、財政の問題、施設の老朽化など本法人を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成 29 年 5 月に「(独) 国立のぞみの園の在り方検討会」を立ち上げたところであるが、当該検討会においては、中長期的な運営方針を検討する場として、今後の本法人の在り方について将来ビジョンを示すこととしており、その検討結果に基づき所要の措置を講ずる。